

# 未来へつなぐ 魅力ある景観

## ～本市独自の景観に関する届出・補助制度の開始～

### 1 概要

本市は、自然的景観、歴史・文化的景観、都市的景観など、多彩な景観を有しており、この優れた景観を次代へ引き継ぐため、令和4年3月に竹原市景観計画を公表し、令和4年7月1日からは、竹原市景観条例に基づく本市独自の届出制度をスタートさせます。

特に、町並み保存地区周辺地区を始めとする4つの重点地区については、建築物等の形態や色彩などきめ細かな景観形成基準を設け、届出内容を審査します。

あわせて、重点地区内においては、建築物や土地の所有者が景観形成基準に即して周辺景観と調和させる工事を対象とした補助制度も開始します。

### 2 届出制度及び補助制度の概要

#### (1) 届出制度

ア 対象地域：市内全域

イ 重点地区：竹原駅前周辺地区、町並み保存地区周辺地区、竹原シンボルロード周辺地区及び忠海市街地周辺地区の4地区

ウ 届出の対象行為：一定規模以上の建築物の新築・増改築・移転・撤去及び外観の変更、土地の区画形質の変更など

※ただし、重点地区内の対象行為については、規模に関わらず届出が必要でかつ、建築物の形態や意匠に係る景観形成基準に即した計画とし、届出内容と基準との適否を審査（市独自制度）

#### (2) 補助制度

ア 対象地区：（1）イの重点地区内

イ 補助内容：建築物等の新築等に伴う外観の修景や屋外広告物の除去など、重点地区の景観形成基準との適合のために要する経費の一部を補助

#### (3) 開始時期

（1）、（2）ともに令和4年7月1日開始

※令和4年6月30日までは、広島県景観条例に基づく届出

### 3 重点地区の景観写真



▲町並み保存地区周辺地区 普明閣周辺



▲忠海市街地周辺地区 誓念寺周辺

問い合わせ

建設部 都市整備課 都市計画係 担当：伊藤・景山

T E L 0846-22-7749 F A X 0846-22-8579

# 景観条例・景観計画がスタートします

問い合わせ  
竹原市役所 建設部 都市整備課  
TEL0846-22-7749 FAX0846-22-8579

竹原市景観計画



令和4年6月発行

竹原市は、瀬戸内と緑の山々に育まれた美しい自然的景観、町並み保存地区に代表される歴史・文化的景観、商店街や市街地等の都市的景観など、多彩な景観を有しています。

その景観資源を市民、事業者及び行政の連携・協働で行い、誰もが「愛着」と「誇り」をもつことができる景観を形成し、後世に引き継ぐことを目的に、竹原市景観計画を策定しました。

この景観計画を進めるうえで必要な事項を景観法のほか、「竹原市景観条例」で定めています。

## 1 市全域で「届出制度」による景観誘導が始まります

「竹原市景観条例」に伴い、令和4年7月1日以降は一定規模以上の建築等の行為を行う場合には、市への届出が必要になります。届出の対象行為は、市内全域においては、現在の「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」と同様となります。

ただし、**以下の重点地区内については、規模に関係なく、全ての建築物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観の変更と、太陽光発電設備の新築、増築、改築、移転、撤去が届出の対象となります。**

届出の対象行為を行う場合は、竹原市景観計画に定められた、景観形成基準に沿った計画・設計に努めていただき、**行為を着手しようとする日の30日以上前に届出が必要になります。**

届出があったときは、適合判定審査を行い、景観形成基準に不適合と判断した場合には、助言・指導・勧告により適切な景観への誘導を図ります。なお、届出を行わずに行為に着手した場合は罰則が適用されることがあります。**行為をしようとする際は、早期の届出をお願いします。また、事前に担当へ協議相談をしてください。**また、重点地区内においては、景観形成基準に即して周辺景観と調和させる工事を対象に、一部経費の補助を行います。詳しくは、担当までご相談ください

## 2 重点地区

□：重点地区

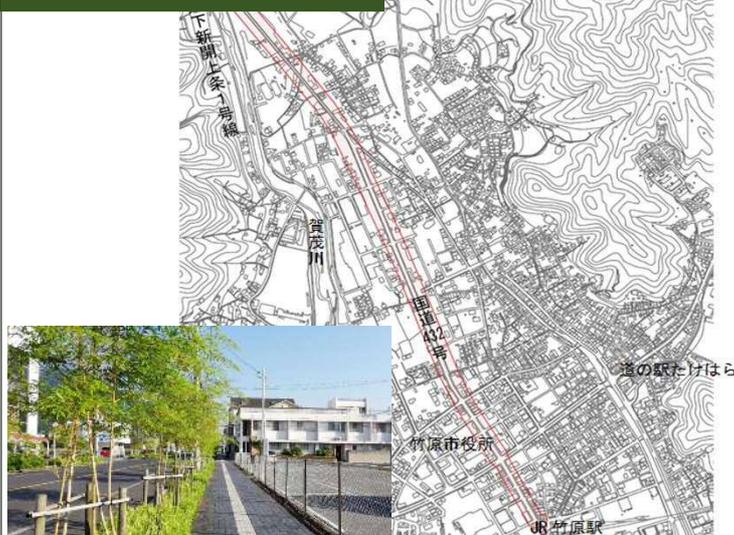
竹原駅前周辺地区



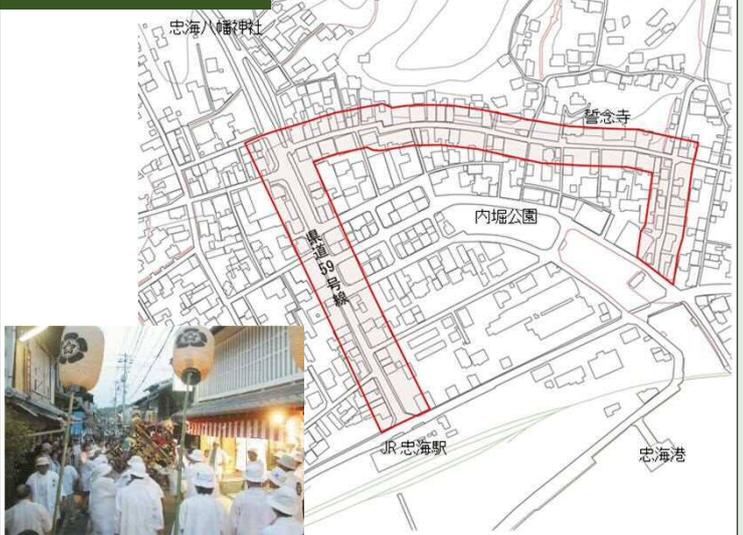
町並み保存地区周辺地区



竹原シンボルロード周辺地区



忠海市街地周辺地区



### 3 届出対象行為および規模

以下に該当する行為については、市へ届出を行う必要があります。

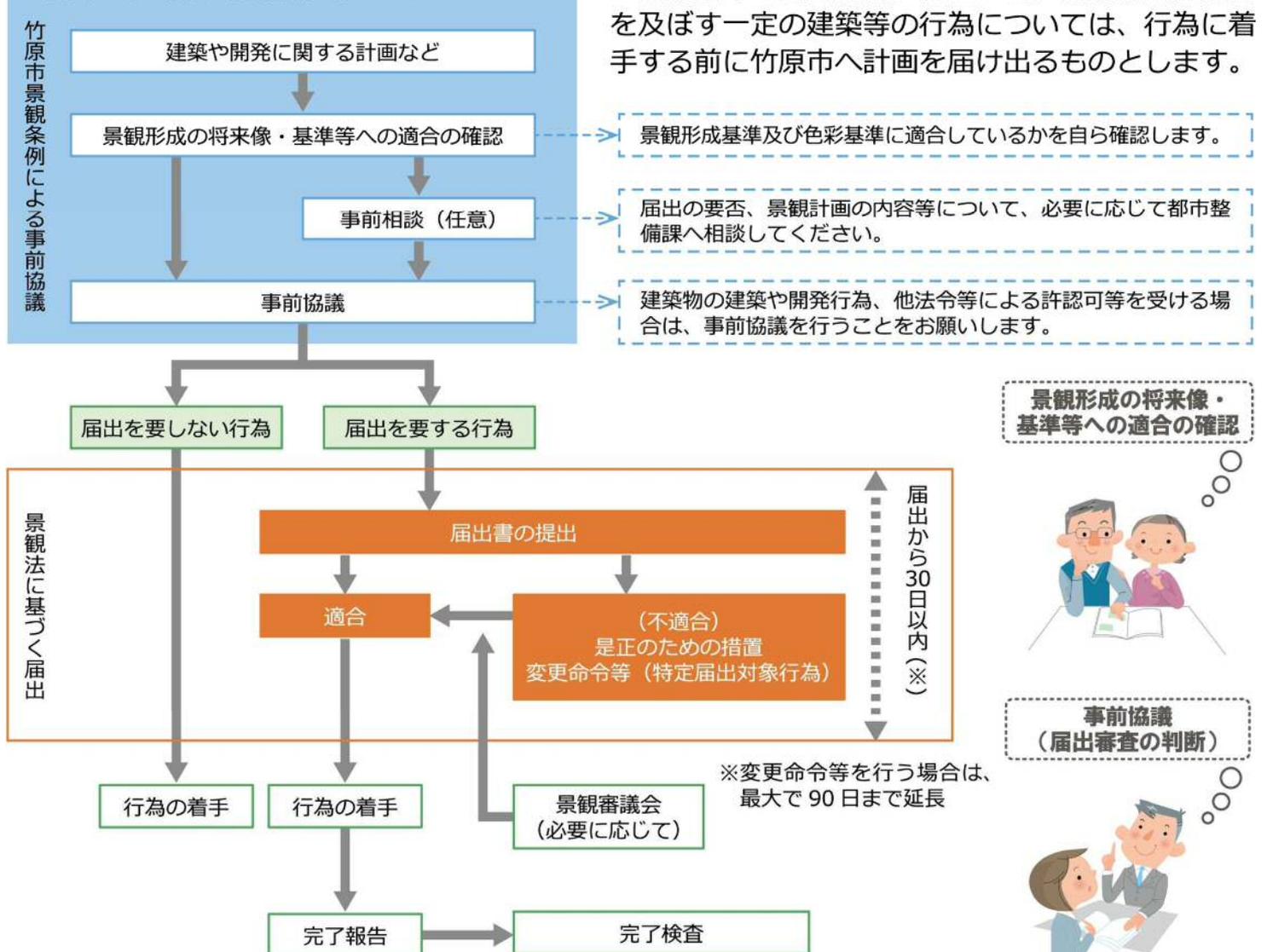
行為	届出の対象
建築物の新築、増築、改築、移転、撤去	・高さ 13m 又は建築面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの ※重点地区については規模を限定しない
工作物の新築、増築、改築、移転、撤去	・本編に示す工作物の区分に従い、次のとおりとする。 a : 高さ 5m 及び長さ 10m を超えるもの b : 高さ 13m 又は築造面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの c : 高さ 20m を超えるもの
建築物、工作物の外観の変更	・建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ 10 m <sup>2</sup> を超えるもの ※重点地区の建築物については規模を限定しない
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採、土石等の採取	・地形の外観の変更に係る土地の面積 1,000 m <sup>2</sup> 又は法面若しくは擁壁の高さ 5m 及び長さ 10m を超えるもの
土地の区画形質の変更	・区画形質の変更に係る土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの ・法面又は擁壁が高さ 5m 及び長さ 10m を超えるもの
屋外における物品の集積、貯蔵	・集積、貯蔵の高さ 5m 又は土地の面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの

※重点地区内の地上設置型太陽光発電設備の新築、増築、改築、移転、撤去についても規模を限定しないで届出対象となります。ただし、重点地区の町並み保存地区周辺地区については、全ての太陽光発電設備が届出対象となります。

※通常の管理行為又は軽易な行為、他の法令による許可を受けて行う行為については、対象外となる場合があります。

### 4 行為の届出から着手の流れ

※竹原市と早い段階で事前協議を行ってください



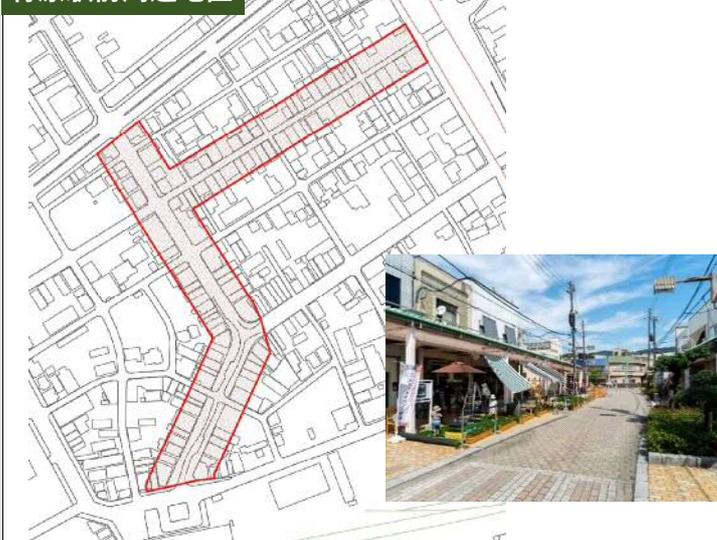


# 景観形成支援補助金のご案内

竹原市では、令和4年3月に景観計画を策定し、自然や歴史、文化を生かした「竹原らしい豊かな景観づくり」を市民、事業者及び行政が連携・協働で行い、誰もが「愛着」と「誇り」をもつことができる景観づくりを進めています。このたび、景観計画に定めた重点地区内において、建築物や土地の所有者が景観計画の基準に即して周辺景観と調和させる工事を対象に補助を行います。

補助の対象となる重点地区（赤枠内） ※地区の詳細は、「竹原市景観計画」に記載しています。

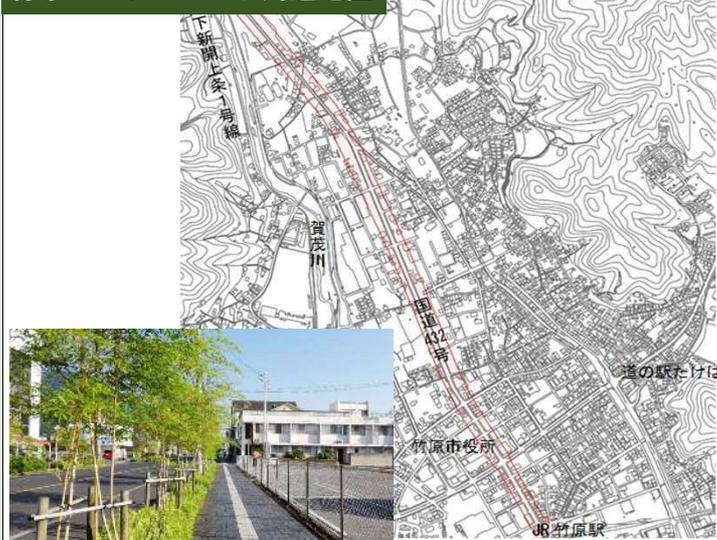
竹原駅前周辺地区



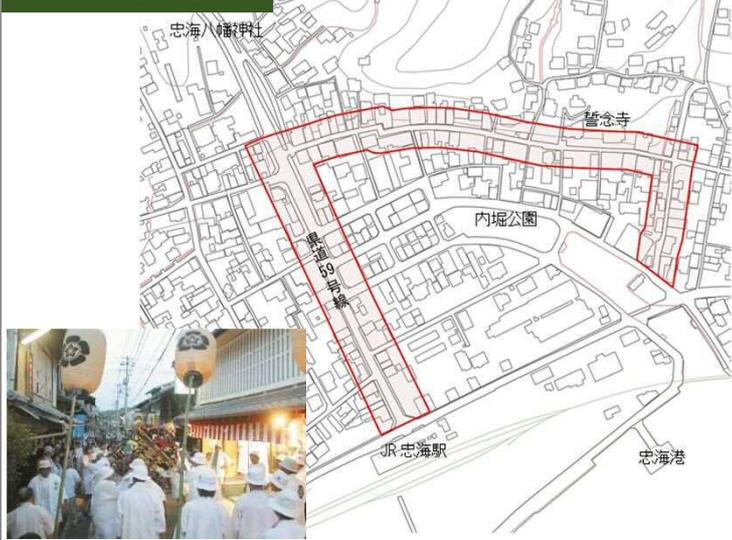
町並み保存地区周辺地区



竹原シンボルロード周辺地区



忠海市街地周辺地区



補助の対象経費及び、補助率限度額は裏面を参照して下さい。

□：重点地区

## お問い合わせ

竹原市役所 建設部 都市整備課  
 住所：〒725-8666 竹原市中央五丁目1-35  
 電話番号：0846-22-7749  
 FAX番号：0846-22-8579  
 メール：toshi@city.takehara.lg.jp

詳細は、竹原市ホームページ  
 でご確認ください。

竹原市景観計画



# 1 建築物等の新築，改築，増築に伴う外観の修景

道路等の周辺から眺望できる建築物等において，建築物等の新築，改築，増築に伴いそれぞれの重点地区の景観形成基準に適合させるために行う費用を補助します。

対象重点地区	補助率	補助上限額
町並み保存地区周辺地区	1 / 2	100万円
竹原駅前周辺地区 竹原シンボルロード周辺地区 忠海市街地周辺	1 / 2	50万円



# 2 建築物等の外観の修景

道路等の周辺から眺望できる建築物等において，重点地区の景観形成基準に適合させるために外観の修景を行う費用を補助します。

対象重点地区	補助率	補助上限額
全ての重点地区	1 / 2	10万円



# 3 工作物の修景，建築設備の遮へい

道路等の周辺から眺望できる，工作物の修景や，建築設備の遮へいを行う費用を補助します。

対象重点地区	補助率	補助上限額
全ての重点地区	1 / 2	10万円



# 4 屋外広告物の除去，修景

道路等の周辺から眺望できる，屋外広告物において，重点地区の景観形成基準に適合させるための除去や，修景を行う費用を補助します。

対象重点地区	補助率	補助上限額
全ての重点地区	1 / 2	10万円

